平成２９年第１回霧島市農業委員会定例総会

平成２９年１月３１日（火）

開催場所　　国分シビックセンター　７階　７０１・７０２会議室

出席委員

１番委員、　２番委員、　３番委員、　４番委員、　５番委員、　６番委員、　７番委員、
８番委員、　９番委員、１０番委員、１１番委員、１２番委員、１３番委員、１４番委員、
１５番委員、１６番委員、１７番委員、１８番委員、１９番委員、２０番委員、２１番委員、
２２番委員、２３番委員、２４番委員、２５番委員、２７番委員、２８番委員、２９番委員、
３０番委員、３１番委員、３２番委員、３３番委員、３４番委員、３５番委員、３６番委員、
３７番委員

出席職員	事務局長	砂田　良一	農地グループ長	内田　大作
	振興グループ長	本村　浩孝	主　査	若林　優
	主任主事	山下　良太	主任主事	中吉　哲平
	主　査	有村　大		
	主任主事	岩元　章宏	主　査	鎌田　里子
	主任主事	深瀬　和香子	主　査	吉原　康広
	主任主事	笠井　亜由美		

議事日程　　「諸般の報告」「事務局報告」

１「農地利用変更届」について
２「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
３「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について
４「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
５「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
６「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について
７「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について
８「あっせん申出」について

「開　会　　午後　２時３０分」

○砂田事務局長
　姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）
　皆さん、こんにちは。本日は２６番委員より欠席届が提出されております。本日の出席委員は３６名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成２９年第１回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。

○　　〔事務局より議案書の訂正について報告〕

○議長（会長）
　次に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長
　それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

〔７件について報告〕

　以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。
　農地法第１８条第６項等解約通知報告です。利用権解約のうち、賃借権通知８件、使用貸借権通知２件、計１０件が提出されました。また、昨年２月総会で許可した農地法第４条の許可取消願い１件が提出されました。以上で報告を終わります。

○議長（会長）
　諸般の報告、事務局報告が終わりました。それではここで、１月２３日に開催しました「平成２９年第１回運営委員会」の審議内容について、霧島市農業委員会運営委員会設置要領第８条の規定により報告いたします。
　平成２９年第１回運営委員会の協議事項及び協議結果につきましては、先ほどの専門部会で説明を行ったとおりでございます。以上で報告はおわります。それでは、議事に入ります。

△　議案第１号　　「農地利用変更届」について

○議長（会長）

議案第１号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が１件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。１番、３７番委員に代わり１１番委員。

○１１番委員

１号１番を報告します。

申請地は市営東郷団地の西に位置しており、現況は田である。申請地の北は道路、南は宅地、東は宅地、西は宅地である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を０．５ｍするものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員からの意見報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地利用変更届の１件については妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第１号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△　議案第２号　　「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第２号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき、農地利用集積計画（案）の所有権移転１件、利用権設定のうち賃借権設定２９件、使用貸借権設定１０件の計４０件の農地利用集積計画（案）について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定３９件のうち３０件は、再設定及び認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の９件について審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求めます。所有権移転の１番、３０番委員。

○３０番委員
　２号所有権移転の１番は譲受人が同一のため、まとめて報告します。
　本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で、申請地２筆合計＊＊万円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年１月５日に提出されました。
　以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告します。譲受人は認定農業者であり、現在１５，３５２㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の国分地区＊＊番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の８０ａを超えている。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
　利用権設定の７番及び１２番、１３番委員。

○１３番委員
　２号利用権設定の７番を報告します。
　借人は、現在、１４，７０３㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

　２号利用権設定の１２番を報告します。
　借人は、現在、１０６，５５３㎡のすべてについて耕作している。また、農地所有適格法人であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１５番、３２番委員。

○３２番委員
　２号利用権設定の１５番を報告します。
　借人は、担い手農家であり、現在、１１，０００㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
　２３番及び２４番、２番委員。

○２番委員

２号利用権設定の２３番及び２４番は借人が同一のため、まとめて報告します。
借人は、担い手農家であり、現在、９，５１４㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
２６番、４番委員。

○４番委員
２号利用権設定の２６番を報告します。
借人は、担い手農家であり、現在、３，５９４㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。なお、この件は平成２８年第１２回定例総会のあっせん申出の件であります。以上です。

○議長（会長）
２７番、３７番委員に代わり１１番委員。

○１１番委員
２号利用権設定の２７番を報告します。
借人は、担い手農家であり、現在、２，３９０㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
３６番及び３７番、１１番委員。

○１１番委員
２号利用権設定の３６番及び３７番は借人が同一のため、まとめて報告します。
借人は、担い手農家であり、現在、１４，８０７㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
この件について質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農用地利用集積計画（案）については、農業経営基盤強化促進法第１８条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
全員賛成であります。よって、議案第２号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」は、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△　議案第３号　「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）
次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第３条の規定による許可申請の所有権移転９件、賃借権設定１件、区分地上権設定１件の計１１件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、７番及び８番は取り下げられましたので、残り９件について審議いたします。それでは、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。１番及び２番を２番委員。

○２番委員
３号１番及び２番は借人が同一のため、まとめて報告します
申請地は国分西小学校の東に位置しており、現況はビニールハウスでトマトを栽培している。申請地には譲受人が平成３２年１月までの使用収益権を設定している。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は５，９１５㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
３番、１６番委員。

○１６番委員

３号３番を報告します。

申請地は笹峯公民館の南西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は７，５９８㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

４番、１０番委員。

○１０番委員

３号４番を報告します。

申請地は床波活性化センターの北東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３３，５７６㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

５番、１８番委員。

○１８番委員

３号５番を報告します。

申請地は霧島温泉駅の西に位置しており、現況は田である。申請地には譲受人が平成３４年４月までの使用収益権を設定している。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は５，６１５㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

６番を８番委員。

○８番委員
　３号６番を報告します。
　申請地は大霧公民館の東に位置しており、現況は畑である。申請地には譲受人が平成３０年２月までの使用収益権を設定している。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１１，６２４㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
　９番、１０番及び１１番、１８番委員。

○１８番委員
　３号９番、１０番及び１１番は借人が同一のため、まとめて報告します。
　申請地は下小鹿野公民館の北東に位置しており、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，０２８㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
　ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　この件について質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請９件は、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
　全員賛成であります。よって、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△　議案第４号　「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）
　次に、議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振除外１件、用途区分変更２件の計３件の一部変更について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告をお願いします。農振除外の１番、２０番委員。

○２０番委員
　４号農振除外１番を報告します。
　申請地は溝辺公民館の南東に位置しており、現況は田と不耕作地である。申請地の麓＊＊番の北は山林と田、南は田、東は田、西は水路であり、申請地の麓＊＊番の北は道路、南は水路、東は畑、西は田である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　用途区分変更の１番及び２番、１６番委員。

○１６番委員
　４号用途区分変更１番を報告します。
　申請地は木原中央公民館の西に位置しており、現況は雑種地である。申請地の北は道路、南は畑、東は宅地、西は畑である。用途区分変更目的は育成舎及びロール置場を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため、問題はないものと思われる。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。

　４号用途区分変更２番を報告します。
　申請地は上之段地区公民館の南西に位置しており、現況は倉庫である。申請地の北は水路、南は水路、

東は田、西は水路と農業用倉庫である。用途区分変更目的は農機具倉庫及び農業用倉庫を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため、問題はないものと思われる。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）
　ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　この件ついて質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農業振興地域整備計画の一部変更の農振除外１件、用途区分変更２件は、許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
　全員賛成であります。よって、議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」は許可という意見を市長に答申することに決定します。

△　議案第５号　「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

○議長（会長）
　次に、議案第５号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請２件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。１番、２０番委員。

○２０番委員
　５号１番を報告します。
　申請地は中津川５区自治公民館の北西に位置し、現況は雑種地である。申請地の東は道路、西は山林、南は宅地、北は山林である。転用目的は農業用倉庫を建設するものである。農地区分は、他のいずれの

要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。周囲に農地はないため特に問題ないと思われる。転用目的の必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）
　２番、１８番委員。

○１８番委員
　５号２番を報告します。
　申請地は狭名田自治公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地の東は道路、西は山林、南は５条許可地と山林、北は宅地と山林である。転用目的は太陽光発電施設を建設するものである。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）
　ただいま調査委員の意見報告がありました。この件について質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地転用事業計画変更申請２件については、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
　全員賛成であります。よって、議案第５号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定いたします。

△　議案第６号　「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）
　次に、議案第６号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第４条の規定による許可申請５件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。１番及び２番、１６番委員。

○１６番委員

６号１番について報告します。

申請地は上之段平山塚脇地区コミュニティ広場の北西に位置し、現況は畑と雑種地である。なお、平成１８年頃、倉庫を建設し、また、平成２８年１２月、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は牛舎、倉庫、ロール置場及び放牧場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３，９７４㎡であり、牛舎、倉庫、ロール置場及び放牧場に利用するには相当な面積があると思われる。申請地の東は宅地と畑、西は道路、南は畑と道路、北は道路と水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

６号２番について報告します。

申請地は上野原浄水場の北に位置し、現況は原野である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，５７５㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は雑種地と原野、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

３番及び４番、２０番委員。

○２０番委員

６号３番について報告します。

申請地は牧園・横川地区し尿処理場の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４５㎡であり、通路として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

６号４番について報告します。

申請地は中津川５区自治公民館の北西に位置し、現況は製茶工場、焙煎工場及び物置である。なお、平成１７年３月頃、建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため、不要である。法定小作人なし。転用目的は製茶工場、焙煎工場及び物置にするものであり、既に

実現されている。計画面積は１，３７１㎡であり、また、隣接地の７４５．９３㎡を一体利用するもので、全体計画面積２，１１６．９３㎡である。製茶工場、焙煎工場及び物置に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は道路、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　５番、３７番委員に代わり、１１番委員。

○１１番委員
　６号５番について報告します。
　申請地は中姫城公園の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３９７㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　この件について質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第４条の規定による許可申請５件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
　全員賛成であります。よって、議案第６号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するということに決定します。つきましては、２月６日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△　議案第７号　「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）
次に、議案第７号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第５条の規定による許可申請１４件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、８番は取り下げられましたので、残りの１３件について審議いたします。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。１番及び２番を６番委員。

○６番委員
７号１番について報告します。
申請地は国分中学校の北に位置し、現況は雑種地である。なお、平成２８年４月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３６３㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は荒地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

７号２番について報告します。
申請地は消防団郡山詰所の西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成２０年３月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については造成済のため、不要である。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３．５９㎡であり、また、隣接地の山林５４８㎡を一体利用するもので、全体計画面積は５５１，５９㎡である。駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は雑種地、南は畑、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
３番及び４番、３４番委員。

○３４番委員
７号３番について報告します。
申請地は国分中央郵便局の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小

作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９３４㎡であり、共同住宅１棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

７号４番について報告します。

申請地は国分中央公園の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、水道管・下水道管が埋没された幅員４m以上の道路の沿道にあって、容易にこれらの施設を便益の享受することができ、かつ、申請地からおおむね５００m以内にふたばクリニック、高倉眼科などの医療施設が存する農地、３種農地の都市的環境整備農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，０５６㎡であり、自動車２８台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は宅地、南は雑種地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

５番、２３番委員。

○２３番委員

７号５番について報告します。

申請地は市営大野原団地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は６００㎡であり、自動車１５台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

６番、２９番委員。

○２９番委員

７号６番について報告します。

申請地は論地自治公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，８２６㎡であり、自動車４０台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思わ

れる。申請地の東は道路、西は畑、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　７番、２０番委員。

○２０番委員
　７号７番について報告します。
　申請地は今村地区集会施設の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３４５㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は宅地、南は宅地、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　９番、１８番委員。

○１８番委員
　７号９番について報告します。
　申請地は狭名田自治公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，４２２㎡であり、また、隣接地の５条許可地２，４４６㎡を一体利用するもので、全体計画面積は４，８６８㎡である。発電力２１３．１２Ｋｗ、太陽光パネル８８８枚を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は山林、南は５条許可地と山林、北は宅地と山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１０番、２番委員。

○２番委員
　７号１０番について報告します。
　申請地は国立鹿児島高専の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法

定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３０８㎡であり、自動車５台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は水路、南は田と倉庫、北は水路と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１１番、３７番委員に代わり、１１番委員。

○１１番委員
　７号１１番について報告します。
　申請地は市営姫城団地の東に位置し、現況は果樹園である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は長屋住宅及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は７１４㎡であり、長屋住宅及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１２番、１６番委員。

○１６番委員
　７号１２番について報告します。
　申請地は餅田公民館の北西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成２年頃、駐車場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、嘉例川駅からおおむね５００m以内の区域内にある農地のため、２種農地の５００m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４２８㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は宅地、南は宅地、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１３番、３７番委員に代わり、１１番委員。

○１１番委員
　７号１３番について報告します。
　申請地は中姫城公園の南東に位置し、現況は雑種地である。なお、年月日不詳、造成してしまったと

いう始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４６７㎡であり、店舗に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は４条申請地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１４番、１４番委員。

○１４番委員
　７号１４番について報告します。
　申請地は三田坪公園の東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地造成するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２６７㎡であり、宅地として造成するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は５条許可地、西は道路、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　この件について質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の１３件は転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
　全員賛成であります。よって、議案第７号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」

は、転用は許可ということに決定いたしました。
　つきましては２月６日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当の案件について意見聴取いたします。

△　議案第８号　「あっせん申出」について

○議長（会長）
　次に、議案第８号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施手続規定によるあっせん申し出が、売渡希望１件、借受希望１件が提出されましたので審議を求めます。調査委員の報告をお願いします。売渡希望の１番を２９番委員。

○２９番委員
　売渡希望の１番を報告します。
　あっせん申し出のあった農地は溝辺の南側の中山間に位置しており、１種農地であります。現在、果樹が植えてありまして、梅、柿、栗が大木になっております。申請人に果樹の処分の話を進めていきながら、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）
　借受希望１番、２４番委員。

○２４番委員
　借受希望の１番を報告します。
　１５，０００㎡の借受希望です。あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）
　ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。あっせん申出の売渡希望１件、借受希望１件につきましては、あっせんを行うことに賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
　全員賛成であります。よって、議案第８号「あっせん申出について」は、あっせんを行うことに決定いたしました。それでは、あっせん委員を指名いたします。売渡希望の１番を２９番委員と３６番委員

に、借受希望の１番を２４番委員と１１番委員に、以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成２９年第１回農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）

これで平成２９年第１回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉　会　　午後　３時２５分」

番

番

番